

議案第 56 号

日出町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

令和 7 年 9 月 29 日 提 出

日出町長 安 部 徹 也

日出町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日出町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年日出町条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 3 項第 1 号中「保育士」の次に「(大分県が法第 18 条の 27 第 1 項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は大分県の区域に係る法第 18 条の 29 に規定する地域限定保育士)」を加える。

第 13 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

理 由

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の公布に伴い、条例を整備したいので提出する。